

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県老人保健施設協会（以下「本協会」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対して、本協会の用務による出張旅費として別表（1）、理事会等出席の会議日当として別表（2）に定める額を支払う。
- 3 役員には、役員賞与及び退職手当を支給しない。

(費用)

第4条 本協会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第5条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、会員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表(1)

区 分	県 内		県 外
	宿泊あり	宿泊なし	
出張(1日あたり)	20,000円	10,000円	20,000円

別表(2)

区 分	日 当
会議等出席(1日あたり)	11,000円